

森林施業計画認定書 (変更)

認定番号 14-74 (変更 3-17)

17 林第 495 号
平成 18 年 3 月 29 日

磐城造林株式会社
代表取締役社長 小野好郎 様

いわき市長 榎田一男



森林法第 12 条第 2 項の規定により、平成 18 年 3 月 10 日に請求のあった森林施業計画 (変更) については、これを適正であると認定する。



森林施業の実施に関する長期の方針

森林施業の実施に関する基本方針

ア 公益的機能別施業森林の区域以外の区域内に存する森林
該当なし

イ 水源かん養機能維持増進森林

皆伐を行わず伐期の間隔や森林の齢級構成、林道等の整備状況を考慮しモザイク的な配置を留意した間伐を進め、高齢級の森林への誘導しながら下層木植生の維持を図る。

また、除伐や枝打ち、ぬき伐りを適期に実施して、良質材の生産に努め、針広葉樹林混交の森林へ誘導する。

ウ 環境保全機能等維持増進森林

該当なし

長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積(m ³)			造林面積(ha)		
		主伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
アの森林	I 分期	0	0	0	0	0	0
	II 分期			0			0
	III 分期			0			0
	IV 分期			0			0
	V 分期			0			0
	VI 分期			0			0
	VII 分期			0			0
	VIII 分期			0			0
	小計	0	0	0	0	0	0
イの森林	I 分期	0	18760	18760	16	0	16
	II 分期		10000	10000	5	5	10
	III 分期		10000	10000	5	5	10
	IV 分期		10000	10000	5	5	10
	V 分期		10000	10000	5	5	10
	VI 分期		10000	10000	5	5	10
	VII 分期		10000	10000	5	5	10
	VIII 分期		10000	10000	5	5	10
	小計	0	88760	88760	51	35	86
ウの森林	I 分期	0	0	0	0	0	0
	II 分期			0			0
	III 分期			0			0
	IV 分期			0			0
	V 分期			0			0
	VI 分期			0			0
	VII 分期			0			0
	VIII 分期			0			0
	小計	0	0	0	0	0	0

森林施業の共同化に関する長期の方針
該当なし

その他参考とすべき事項
特になし

伐採計画及び造林計画の再計

(単位:m³、ha)

時期	伐採計画		造林計画		備考
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽	
I	4398	66	2	2	
II	3708	47	3	3	
III	3760	45	2	2	
IV	4233	47	5	5	
V	2661	68	4	4	
VI					
計	18760	273	16	16	

保育計画

保育の種類別計画

保育の種類	面積 (ha)	備考
下刈り	4605	
つる切り	4295	
除伐	6369	
枝打ち	1336	
雪起し	000	
育天保育	000	
合計	16605	

森林施業計画対象森林の要件

1. 団地要件(面積)

区 分		面積 (ha)	備 考
計画対象森林面積		A	392.36
令3①イ~ハ の森林面積	イ 法令等による禁伐林	B	0.00
	ロ 竹林	C	0.00
	ハ 計画的な森林施業が 困難又は不相当として市町 村長が指定した森林	D	0.00
	小 計	$E = B + C + D$	0.00
	上記イ~ハの重複面積	F	0.00
	重複を除く実面積	$G = E - F$	0.00
団地要件対象森林面積		A - G	392.36 適

2. 団地要件(一体性)

地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産
基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬
出を一体として効率的に行うことができると認められること。
(添付図面等で確認) 適 ・ 不適

森林施業に関する長期の方針

項 目	適 否 判 定
森林の区分ごとの、基本方針並びに5年 ごとの伐採立木材積及び造林面積	資源の循環利用林 適 ・ 不適
	水土保全林 適 ・ 不適
	森林と人との共生林 適 ・ 不適
森林施業の共同化に関する長期の方針(共同作成の場合のみ)	適 ・ 不適

全区分共通の基準(植栽要件)

1. 植栽要件(時期)

区 分	面積	備 考
ア 主伐として立木を伐採し、又は伐採することとされている森林面積	6.14	
イ 「ア」のうち、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として指定されている森林面積	0.00	
ウ 「イ」のうち、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽が計画されている森林面積	0.00	
エ 「イ」のうち、森林施策計画の第4年度以降に伐採が計画されており、計画期間中に植栽することを要しないため植栽が計画されていない(次期計画期間中に植栽が想定される)森林面積	0.00	
「ウ」+「エ」が、「イ」と一致していること。(一致しない場合は理由を確認。)		適

2. 植栽要件(植栽本数)

植栽を計画する樹種、仕立ての方法及び主伐の伐採率(材積率)が異なる森林ごとに下記によりチェックする。

市町村森林整備計画で定める樹種別、仕立ての方法別の標準的な植栽本数		伐採率による標準本数の調整			植栽計画の	適 否 判 定
樹 種	仕 立 方 法	標準的な植栽本数(a)	伐採材積率(b)	調整後本数(a×b)	ha当たり植栽本数	
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし
					0 ~ 0	該当なし

資源の循環利用林(地域森林計画対象森林以外の森林を含む)に関する基準

1. 間伐要件

計画的伐採対象森林(注)のうち

- イ 人工林である
- ロ 始期の林齢が標準伐期齢-5未満である
- ハ 計画期間中に主伐されない
- ニ 面積が著しく小さく(0.3ha以下)計画期間経過後に間伐することが効率的である森林でない森林
- ホ 始期の立木材積が、市町村森林整備計画に定める Ry に相当する立木材積を超える森林

のすべてに該当する森林について、下記のA-BがCの±10%の範囲となるよう間伐を実施することとされていること。

該当なし

- A 始期の立木材積(m^3)
- B 計画期間中に間伐することとされている立木材積(m^3)
- C 上記の $Ry-0.1$ に相当する立木材積(m^3)

(注)計画的伐採対象森林…計画対象森林のうち、(イ)法令等による禁伐林、(ロ)竹林、(ハ)計画的な森林施業が困難又は不適当として市町村長が指定した森林、(ニ)間伐に係る要間伐森林、を除いたもの

2. 主伐林齢

標準伐期齢-5未満の林齢で主伐することとされていないこと。
(森林保健機能増進計画における森林保健施設の整備対象森林については、林齢の制約なし)

該当なし

3. 伐採立木材積

下記「イ」の材積が、「リ」以上、「ヌ」以下の材積となっていること。

#DIV/0!

区 分	材 積
イ 計画的伐採対象森林について、計画期間中に伐採することとされている立木材積の総量	0
ロ 上記1のBの間伐材積	0
ハ 計画的伐採対象森林の年間成長量×5	0
ニ 計画的伐採対象森林のうち、則7の2①~④に掲げる森林、防風林その他森林の立木の保護のための森林及び長期の方針において計画期間の経過後に伐採することとされている森林を除く森林であって、始期の林齢が標準伐期齢を超える森林の立木材積(m^3)の総量	0
ホ (「ニ」÷下記「D」)×5	#DIV/0!
へ 「ハ」又は「ホ」の小さい方×80/100	#DIV/0!
ト 「ハ」又は「ホ」の大きい方×120/100	#DIV/0!
チ 「ト」又は「ロ」の大きい方	#DIV/0!
リ 下限 「へ」が $170m^3$ 以上の場合は「へ」の材積、 $170m^3$ に満たない場合は $0m^3$	#DIV/0!
ヌ 上限 「チ」が $1,300m^3$ 以上の場合は「チ」の材積、 $1,300m^3$ に満たない場合は $1,300m^3$	#DIV/0!

(注)1. 伐採量の上限「ヌ」が「ロ」と一致する場合は、計画期間中の伐採は「ロ」に限られることとなる。

2. 則7の2①~④に掲げる森林とは、以下のとおり

- ① 砂防法第2条の規定により指定された土地に係る森林
- ② 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条の8第3項の規定により指定された特別保護地区内の森林
- ③ 漁業法第120条の規定により除去を制限された立木に係る森林

- ④ 文化財保護法第69条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第81条第1項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林
- ⑤ 自然公園法第17条第1項又は第42条第1項の規定により指定された特別地域内の森林
- ⑥ 地すべり等防止法第4条第1項の規定により指定されたばた山崩壊防止区域内の森林
- ⑦ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林
- ⑧ 都市計画法第8条第1項第7号の風致地区として定められた地区内の森林
- ⑨ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林
- ⑩ 林業種苗法第4条第1項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林
- ⑪ 自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項の規定により指定された特別地区内の森林
- ⑫ 都市緑地保全法第3条の規定により定められた緑地保全地区内の森林
- ⑬ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区内の森林及び同項の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区内の森林
- ⑭ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第三十七条第1項の規定により指定された管理地区内の森林

計画的伐採対象森林のうち、則7の2①～⑭に掲げる森林、防風林その他森林の立木の保護のための森林、長期の方針において計画期間の経過後に伐採することとされている森林を除く森林について、標準伐期齢を同じくする森林ごとに下欄に記入。

標準伐期齢 (A)	標準伐期齢が (A)であって林 齢が(A)を超え る森林の面積 (B)	左記2つの積 (C)=A×B
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
計	0.00	0.00

(C)の計÷(B)の計= …(D)

水土保持林に関する基準

1. 間伐要件(若齢級)

計画的伐採対象森林(注)のうち

- イ 人工林である
- ロ 始期の林齢が標準伐期齢+10未満である(複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画に定められた森林においては、上層木の林齢が標準伐期齢未満である)
- ハ 計画期間中に主伐されない
- ニ 面積が著しく小さく(0.3ha以下)計画期間経過後に間伐することが効率的である森林でない森林
- ホ 始期の立木材積が、市町村森林整備計画に定める Ry に相当する立木材積を超える森林

のすべてに該当する森林について、下記のA-BがCの±10%の範囲となるよう間伐を実施することとされていること。

適

- A 始期の立木材積(m³)
- B 計画期間中に間伐することとされている立木材積(m³)
- C 上記の $Ry-0.1$ に相当する立木材積(m³)

(注)計画的伐採対象森林…計画対象森林のうち、(イ)法令等による禁伐林、(ロ)竹林、(ハ)計画的な森林施業が困難又は不相当として市町村長が指定した森林、(ニ)間伐に係る要間伐森林、を除いたもの

2. 間伐要件(高齢級)

長伐期施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画に定められた森林のうち、

- イ 人工林である
- ロ 始期の林齢が標準伐期齢+10以上、標準伐期齢×2-10未満である
- ハ 計画期間中に主伐されない
- ニ 面積が著しく(0.3ha以下)小さく計画期間経過後に間伐することが効率的である森林でない森林
- ホ 始期の立木材積が、 $Ry=0.8$ に相当する立木材積を超える森林

のすべてに該当する森林について、下記のA-BがC以上、D以下となるよう間伐を実施することとされていること。

該当なし

- A 始期の立木材積(m³)
- B 計画期間中に間伐することとされている立木材積(m³)
- C 当該森林の標準伐期齢+10時点の立木材積(m³)-(年間成長量(m³/ha/年)×5)
- D $Ry=0.7$ に相当する立木材積(m³)×110/100

3. 主伐林齢

以下のそれぞれの林齢未満で主伐することとされていないこと。

該当なし

- 複層林施業を推進すべき森林であって、単層林であるものを複層状態へ誘導する伐採…標準伐期齢
- 長伐期施業を推進すべき森林…標準伐期齢×2-10
- 森林保健機能増進計画における森林保健施設の整備対象森林…林齢の制約なし
- 上記以外…標準伐期齢+10

4. 皆伐の1箇所当たり面積

皆伐により伐採することとされている区域の面積が、1箇所当たり20ha未満であること。(添付図面と計画書で確認)

適 ・ 不適

5. 伐採立木材積

下記「イ」の材積が、「ヲ」以下の材積となっていること。

#N/A

区 分	材 積 等
イ 計画的伐採対象森林について、計画期間中に伐採することとされている立木材積の総量	18,733
ロ 上記1のBの間伐材積	14,371
ハ 上記2のBの間伐材積	0
ニ 複層林施業を推進すべき森林であって上層木の林齢が標準伐期齢以上であるものの伐採材積	0
ホ 「ロ」～「ニ」の計	14,371
へ 計画的伐採対象森林の年間成長量の総量	3,776
ト 計画的伐採対象森林の始期の立木材積の総量	107,238
チ 計画的伐採対象森林の立木全てが標準伐期齢+10の時点の立木材積の1/2	#N/A
リ 「ト」-「チ」	#N/A
又 「リ」<0の場合は5、それ以外の場合は下記「E」	#N/A
ル [(「へ」)+(「リ」/「又」)]×5	#N/A
ヲ 上限 「ホ」と「ル」の大きい方	#N/A

(注) 伐採量の上限「ヲ」が「ホ」と一致する場合は、計画期間中の伐採は「ロ」～「ニ」に限られることとなる。

上記「リ」>=0の場合、計画的伐採対象森林について、標準伐期齢を同じくする森林ごとに下欄に記入。

標準伐期齢 (A)	標準伐期齢が (A)である森林 の面積 (B)	左記2つの積 (C)=A×B
15	0.00	0.00
20	73.40	1,468.00
40	0.40	16.00
45	246.92	11,111.40
50	65.50	3,275.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
計	386.22	15,870.40

(C)の計÷(B)の計= ・・・(D)

(D)+10= ・・・(E)

6. 伐採立木材積(複層林その1)

複層林施業を推進すべき森林のうち、立木の伐採が計画されている林分ごとに、下記のA-BがC-D以下となっていること。(C<Dの場合は、A=Bとなっていること。)

適

- A 計画期間中に伐採することとされている立木材積(m3)
- B 上記1のBの間伐材積(m3)
- C 始期の立木材積(m3)
- D 上層木の単層林が標準伐期齢+10の時点の立木材積(m3)の1/2

7. 伐採立木材積(複層林その2)

複層林施業を推進すべき森林のうち、
イ 始期の上層木の林齢が標準伐期齢以上である

□ 始期の下層木以外の立木材積が、 $R_y=0.75$ に相当する立木材積を超える森林

のすべてに該当する林分ごとに、下記A-BがC以下となるよう伐採を実施することとされていること。
該当なし

A 始期の下層木以外の立木材積(m³)

B 計画期間中に伐採することとされている下層木以外の立木材積(m³)

C 下層木以外の立木の $R_y=0.65$ に相当する立木材積(m³) $\times 110/100$

森林と人との共生林に関する基準

1. 要転換森林の計画的転換

下記「イ」の面積が、「へ」以上の面積となっていること。

適

区 分	面 積
イ 要転換森林として市町村森林整備計画に定められた森林について、計画期間中に広葉樹等転換を行うこととされている森林の面積(広葉樹の植栽又は天然更新による更新とされているかどうかを計画書で記番ごとに確認)	0.00
ロ 計画対象森林のうち要転換森林の総面積(下記「F」)	0.00
ハ 要転換森林のうち、計画期間内に標準伐期齢に達しない(始期の林齢が標準伐期齢-5未満である)森林の面積	0.00
ニ 要転換森林のうち、その面積が著しく小さい(0.3ha以下)森林であって、当該森林の広葉樹等転換のための伐採を計画期間の経過後に隣接森林と併せて行うことが効率的な森林の面積	0.00
ホ 「ロ」-([ハ]+「ニ」)	0.00
へ 下限 「ホ」と下記「G」の小さい方	0.00

要転換森林について、広葉樹等転換を完了すべき目標年度を同じくする森林ごとに下欄に記入。

転換完了の 目標年度 (A)	始期から目標年 度までの年数 始期 14 年度 (B)	転換を計画すべ き年数((B)が5 未満の場合は5、 その他は(B)) (C)	転換完了の目 標年度が(A) である要転換 森林の面積 (D)	計画期間中に 転換すべき面積 (D/C)×5 (E)
			0.00	
			0.00	
			0.00	
			0.00	
			0.00	
			0.00	
			0.00	
			0.00	
計			0.00 (F)	0.00 (G)

2. 広葉樹人工林又は天然林の維持拡大

広葉樹人工林又は天然林であって、主伐として立木を伐採し、又は伐採することとされている森林について、主として広葉樹の植栽又は天然更新により更新することとされていること。

該当なし

3. 間伐要件

計画的伐採対象森林(注)のうち

- イ 人工林である
- ロ 始期の林齢が標準伐期齢未満である
- ハ 計画期間中に主伐されない
- ニ 面積が著しく小さく(0.3ha以下)計画期間経過後に間伐することが効率的である森林でない森林
- ホ 始期の立木材積が、市町村森林整備計画に定めるRyに相当する立木材積を超える森林
- へ 特定広葉樹育成施業森林として市町村森林整備計画に定められた森林でない森林

のすべてに該当する森林について、下記のA-BがCの±10%の範囲となるよう間伐を実施することとされていること。

該当なし

- A 始期の立木材積(m³)
- B 計画期間中に間伐することとされている立木材積(m³)
- C 上記のRy-0.1に相当する立木材積(m³)

(注) 計画的伐採対象森林…計画対象森林のうち、(イ)法令等による禁伐林、(ロ)竹林、(ハ)計画的な森林施業が困難又は不適當として市町村長が指定した森林、(ニ)間伐に係る要間伐森林、を除いたもの

4. 主伐林齢

標準伐期齢未満の林齢で主伐することとされていないこと。
(特定広葉樹育成施業森林及び森林保健機能増進計画における森林保健施設の整備対象森林については、林齢の制約なし)

該当なし

5. 主伐の方法及び伐採率

- イ 特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画に定められた森林でない森林
- ロ 特定広葉樹育成施業森林として市町村森林整備計画に定められた森林でない森林
- ハ 森林保健機能増進計画における森林保健施設の整備対象森林でない森林
- ニ 主伐としてその立木を伐採することとされている森林

のすべてに該当する森林について、伐採方法が択伐であり、かつ、その択伐率が以下のそれぞれの率以下となっていること。

該当なし

- 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画に定められた森林…40%
- それ以外の森林…30%

6. 帯状に残存すべき森林の主伐方法

特に帯状に残存すべき森林であって、主伐としてその立木を伐採することとされている森林について、伐採後、幅20m以上にわたり、その立木の全部又は相当部分が標準伐期齢以下である森林を帯状に残存させることとされていること。(添付図面と計画書で確認)

該当なし

7. 伐採立木材積

下記「イ」の材積が、「ト」以下の材積となっていること。

#DIV/0!

区 分	材 積 等
イ 計画的伐採対象森林のうち、特定広葉樹育成施業森林を除くものについて、計画期間中に伐採することとされている立木材積の総量	0
ロ 上記3のBの間伐材積	0
ハ 上記1のイで広葉樹等転換を行う森林における伐採立木材積(主伐)	0
ニ 「ロ」+「ハ」	0
ホ 計画的伐採対象森林のうち、特定広葉樹育成施業森林以外の森林の始期の立木材積の総量	0
へ (「ホ」÷下記「D」)×5	#DIV/0!
ト 上限 「ニ」と「へ」の大きい方	#DIV/0!

(注) 伐採量の上限「ト」が「ニ」と一致する場合は、計画期間中の特定広葉樹育成施業森林を除く森林の伐採は「ロ」と「ハ」に限られることとなる。

計画的伐採対象森林のうち、特定広葉樹育成施業森林を除くものについて、林齢を同じくする森林ごとに下欄に記入。

林齢 (A)	林齢が(A)である森林の面積 (B)	左記2つの積 (C) = A × B
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
	0.00	0.00
計	0.00	0.00

(C)の計 ÷ (B)の計 = #DIV/0! ... (D)

8. 伐採立木材積(特定広葉樹育成施業森林のうち、特定広葉樹の樹種)

特定広葉樹育成施業森林のうち、特定広葉樹の立木の伐採が計画されている林分ごとに、下記のAがB-C以下となっていること。(B < Cの場合は、A=0となっていること。)

該当なし

A 計画期間中に伐採することとされている特定広葉樹の立木材積(m3)

B 始期の特定広葉樹の立木材積(m3)

C 特定広葉樹の単層林が標準伐期齢の時点の立木材積(m3)

(2以上の特定広葉樹の樹種が指定されているときは、それぞれの樹種の単層林が標準伐期齢の時点の立木材積の平均)

9. 伐採立木材積(特定広葉樹育成施業森林のうち、一般樹種)

特定広葉樹育成施業森林のうち、一般樹種の立木が存する林分ごとに、それぞれ以下の要件を満たしていること。

該当なし

(1) 市町村森林整備計画において一般樹種の伐採を完了すべき目標年度が定められている場合

① 一般樹種の立木の伐採に制限を加える必要があるものとして市町村森林整備計画において定められている森林...下記Aが $B + [(C - D) \times 5 / E]$ の ±20% の範囲内にあること

② ①以外の森林...下記Aが $B + [(C - D) \times 5 / E]$ 以上となっていること

(2) 市町村森林整備計画において一般樹種の伐採を完了すべき目標年度が定められていない場合

① 一般樹種の立木の伐採に制限を加える必要があるものとして市町村森林整備計画において定められている森林...下記Aが $B + C - D$ の ±20% の範囲内にあること

② ①以外の森林...下記Aが $B + C - D$ 以上となっていること

A 計画期間中に伐採することとされている一般樹種の立木材積(m3)

B 一般樹種の立木の年間成長量(m3/ha/年) × 5

- C 始期の一般樹種の立木材積(m³)
- D 特定広葉樹の単層林が標準伐期齢の時点の立木材積(m³)の1/2
(2以上の特定広葉樹の樹種が指定されているときは、それぞれの樹種の単層林が標準伐期齢の時点の立木材積の平均の1/2)
- E 市町村森林整備計画において一般樹種の伐採を完了すべき目標年度が定められている場合は、始期からその目標年度までの年数(当該年数が5未満の場合は5)

市町村森林整備計画への適合など

1. 市町村森林整備計画への適合

- | | | |
|---|---|------|
| (1)市町村森林整備計画に定められた伐採(主伐)に関する事項、造林に関する事項、間伐・保育の基準に従っていること | 適 | ・ 不適 |
| (2)対象森林に公益的機能別施業森林(施業方法を特定する必要のある森林を含む)が含まれる場合、市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林における施業の方法に従っていること | 適 | ・ 不適 |
| (3)対象森林に要間伐森林が含まれる場合、市町村森林整備計画に定められた要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に従っていること | 適 | ・ 不適 |
| (4)対象森林に保健機能森林が含まれる場合、市町村森林整備計画に定められた保健機能森林における施業の方法に従っていること | 適 | ・ 不適 |
| (5)共同による森林施業計画の場合、施業の共同化に関する事項が、市町村森林整備計画に定められた森林施業の共同化の促進に関する事項に適合していること | 適 | ・ 不適 |

2. 保健機能増進計画を全部又は一部として定める場合

- | | | |
|--|---|------|
| (1)森林保健機能増進計画の内容が、当該森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切であること(保健機能増進法の運用通知(2林野企第39号林野庁長官通知)に定める施業の方法等に従っていること) | 適 | ・ 不適 |
| (2)対象森林の面積のうち森林保健施設の面積の占める比率が、森林保健機能増進法施行規則第2条(同附録第1)に定める比率以下である | 適 | ・ 不適 |
| (3)森林施業の方法及び整備しようとする森林保健施設の位置等が、森林保健機能増進法施行規則第3条(同別表)に定める基準に適合すること | 適 | ・ 不適 |
| (4)対象森林に保安林が含まれる場合、当該保安林の区域内で行われる森林保健施設の整備が保安林の指定の目的(公衆の保健以外)の達成に支障を及ぼさないと認められること | 適 | ・ 不適 |

3. 対象森林に要整備森林が含まれる場合

- | | | |
|-------------------------------------|---|------|
| 地域森林計画に定められた特定保安林の整備に関する事項に適合していること | 適 | ・ 不適 |
|-------------------------------------|---|------|

いわき市

森林施業変更計画書

森林施業計画の計画期間

自 平成14年 5月13日

至 平成19年 5月12日

森林所有者

住 所 　　いわき市いわき市勿来町関田宮前36
氏 名 　　磐城造林(株)
代表取締役社長 小野好郎

森林の現況並びに伐採計画及び造林計画

森林施業計画対象森林

Table with columns for '認定請求者', '所在場所', '森林所有者', '森林の区分等', '森林の現況', '伐採計画', '造林計画', and '保育計画'. It contains detailed data for various forest plots, including location, owner, area, and planned management actions.

17- H17変更

15- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

14- H17変更

